

熊本県公報

号外 第 58 号

平成 16 年 10 月 1 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) 5
- 熊本県産業廃棄物税条例……………(税 務 課) 5
- 熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例……………(精神保健福祉課) 8
- 熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例……………(自然保護課) 9
- くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 10
- 熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例……………(観光物産総室) 13
- 熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………(企業局総務課) 15
- 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例……………(都市計画課) 15
- 熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………(") 16
- 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例……………(港 湾 課) 17
- 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例……………(教育庁高校教育課) 17
- 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………(警 察 本 部) 17

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 手数料の額の改定を行うこととした。(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正(平成16年3月31日施行)に伴うもの)
 - (1) 2級建築士試験又は木造建築士試験受験手数料 13,900 円→15,100 円
 - (2) 砂利採取計画認可申請手数料 37,000 円→37,700 円
 - (3) 河川区域等内砂利採取計画認可申請手数料 37,000 円→37,700 円
- 2 関係条項の整理を行うこととした。
 - (1) 租税特別措置法の一部改正(平成16年4月1日施行)に伴う条項の整理
 - (2) 建設業法施行令の一部改正(平成16年3月31日施行)に伴う建設工事請負契約に関する紛争の「あっせん」又は「調停」打切り後仲裁申請の場合の申請手数料の取扱い及びあっせん等取下げの場合の申請手数料の還付について新たに規定を設けることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、改正後の第2条第1項第222号の規定は、平成17年1月1日から施行することとした。
- 4 上記1(2)については、改正後の第2条第1項第516号の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に基づき知事が行う砂利採取計画の認可に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前にされた申請に基づく知事が行う砂利採取計画の認可に係る手数料については、なお従前の例によることとした。
- 5 上記1(3)については、改正後の第2条第1項第517号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に基づき河川管理者(知事)が行う砂利採取計画の認可に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前にされた申請に基づく河川管理者(知事)が行う砂利採取計画の認可に係る手数料については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県産業廃棄物税条例

- 1 課税の目的(第1条関係)

県は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課することとした。
- 2 納税義務者等(第4条関係)
 - (1) 産業廃棄物税は、事業者(中間処理業者を含む。以下同じ。)がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者が課することとした。
 - (2) (1)に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者が課することとした。

3 課税標準（第5条関係）

- (1) 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とすることとした。
- (2) 産業廃棄物の重量の測定が困難な場合においては、規則で定めるところにより算定した重量を当該産業廃棄物の重量とすることとした。

4 税率（第6条関係）

産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。

5 徴収の方法等（第8条関係）

- (1) 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法によることとした。ただし、2(2)により産業廃棄物税を課する場合においては、申告納付の方法によることとした。
- (2) 産業廃棄物税に係る徴収金の滞納処分について定めることとした。

6 特別徴収義務者（第9条関係）

産業廃棄物税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、最終処分業者とすることとした。

7 特別徴収義務者としての登録等（第10条関係）

特別徴収義務者としての登録の手續等を定めることとした。

8 申告納入の手續（第11条関係）

- (1) 特別徴収義務者は、次に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る納入申告書を、それぞれ定める日までに提出し、及びその納入金を納入しなければならないこととした。

- ① 1月1日から3月31日まで 4月末日
② 4月1日から6月30日まで 7月末日
③ 7月1日から9月30日まで 10月末日
④ 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

- (2) 特別徴収義務者は、(1)の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、(1)に準じて納入申告書を提出しなければならないこととした。

9 徴収猶予（第12条関係）

特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を8(1)の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認められる場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することとした。

10 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除（第13条関係）

特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、9の徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することとした。

11 申告納付の手續（第14条関係）

- (1) 産業廃棄物税を申告納付すべき者（以下「納税者」という。）は、次に掲げる期間における産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税に係る申告書を、それぞれ定める日までに提出し、及びその申告した税額を納付しなければならないこととした。

- ① 1月1日から3月31日まで 4月末日
② 4月1日から6月30日まで 7月末日
③ 7月1日から9月30日まで 10月末日
④ 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

- (2) (1)の申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならないこととした。

12 減免（第15条関係）

知事は、天災その他特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とすると認める納税者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該産業廃棄物税を減免することができることとした。

13 最終処分場の設置等の届出（第16条関係）

最終処分場を設置した者（7の登録を申請する者を除く。）に係る最終処分場の設置等の届出の手續を定めることとした。

14 帳簿の保存等（第17条関係）

特別徴収義務者及び納税者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事項を記載した帳簿を当該搬入に係る産業廃棄物税の納期限から5年間保存しなければならないこととした。

15 使途（第18条関係）